

「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（案）」に対する
意見の募集結果について

1 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
環境省ホームページ、記者発表
- (2) 資料の入手方法
インターネットによる環境省ホームページの閲覧
- (3) 意見提出期間
平成 28 年 1 月 12 日（火）から平成 28 年 2 月 11 日（木）まで
- (4) 意見提出方法
郵送・FAX・電子メールのいずれか
- (5) 意見提出先
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
FAX の場合：03-3581-7090
電子メールの場合： shizen-choju@env.go.jp

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数
 - ・電子メールによるもの : 4 件
 - ・郵送によるもの : 0 件
 - ・FAX によるもの : 0 件
 - ・合計 : 4 件
- (2) 寄せられた意見の概要とそれに対する考え方
別表のとおり

「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（案）」に対する意見の募集
について

連番	区分	意見要約	回 答(案)
1	P5、2行目	個体群レベルではなく個体群の遺伝的多様性を維持とする。	現状においては、まずはえりも個体群の維持を目標としており、さらに個体群を維持することがひいては遺伝的多様性を維持することにつながると考えますので、原文のままとします。なお、遺伝的調査は環境研究総合推進費の研究でも行われており、本計画策定においても参考としています。御意見の趣旨は今後の調査やモニタリング等の参考とさせていただきます。
2	P6、1行目	「管理群」は「個体群」の間違いではないか。	御指摘のとおり修正します。
3	全体	効果的な対策や適切なモニタリングを持続的に可能にさせるための仕組みづくりを計画に加える。	本計画は、効果的な対策や適切なモニタリングを継続的に行えるような手法の確立が前提となっておりますが、御指摘を踏まえ、計画の実施体制に関する事項の保護管理協議会の箇所に、「本計画終了後においても、継続的に個体群管理を行う観点から、長期継続的な取組とその体制を構築・維持していくことも重要である」との文言を追記しました。
4	P5、1行目～	持続可能な個体群レベルの維持のために、ゼニガタを駆除するとはいったい何のためなのか意味不明である。	被害防除だけでは、個体数増加に伴う被害範囲拡大等の漁業被害が避けられないことから、漁業被害軽減のために捕獲を実施しますが、その捕獲数は、絶滅危惧のおそれのない範囲で設定します。捕獲頭数と被害軽減の関係は、実施していく中でデータを取り、それをもとに計画を見直しながら、順応的管理を行っていく予定です。
5	P5、18行目～	どの程度被害が軽減されたら駆除は中止するのか明確にしておく必要がある。その判断には、第三者の目が必要であり、NPO、えりも町民などを含めた委員会を作るべき。	具体的な被害軽減の基準を検討するにあたっては、初期においては、個体群の持続可能性を確保する中で捕獲上限数を設定し、その範囲で被害防除策等と並行して捕獲を行い、その効果を検証して、計画を見直し、順応的管理を行っていく予定です。科学委員会、保護管理協議会において科学的評価や地域の状況等を踏まえて検討していく予定です。
6	P5、26行目～	定置網に執着する亜成獣以上の個体を特定して、それを選択的に駆除することは、技術的にも財政的にもほとんど不可能に近いと思われる。	常習個体を選択的に捕獲する手法については、定置網自体による捕獲や捕獲用わなによる捕獲等、これから手法を確立していくものですので、その結果を踏まえて検討していきます。
7	P6、12行目～	漁網の改良について、装置を完成する作業を早急に進めるべきである。1定置だけでなく、周辺定置との話し合いをする必要がある。	各地域で環境や漁法が異なるため、他の地域の手法をそのまま当てはめることは困難です。そのため、えりも地域では、漁業者の協力を得ながら、環境や漁法にあった格子網や仕切り網等の検討を既に実施しており、実証データをもとに改良を進めているところです。また本手法は1定置だけではなく周辺定置でも取り入れられているところです。
8	P6、18行目～	音波忌避装置の改良について、既存の装置を輸入して効果判定しても意味はない。ゼニガタが忌避する周波数帯を確認して、ゼニガタ用に装置を作る必要がある。専門家に装置作成を委託すべきである。	音波忌避装置の改良については、既存の装置の効果判定を行っているだけでなく、専門家とともにゼニガタアザラシに効果の高い装置の開発を行う予定です。
9	P6、12行目～	被害定置の被害量を補償する施策を提案する。定置網が受けた被害額が確定していれば、その量を、次年度の網入れ時期の前倒しにより補償する。地域の漁業調整委員会で決めることができるはずである。	我が国においては、野生鳥獣による被害の直接補償という対応はとられてきておらず、今回のみ適用することは、現実的ではないと考えております。なお、被害防除対策については、網の改良による侵入防止等を、漁業者の協力を得ながら実施・検討しており、引き続き計画の中で実施していく予定です。

連番	区分	意見要約	回答(案)
10	P8、10行目 ～	混獲と捕獲はどう違うのか。混獲は多数認められ、この数はえりも漁協の統計には載っていないし、行政として明らかにすべきである。	近年の混獲数については調査により明らかとなっており、それを踏まえたくて捕獲上限数を設定することとしています。今後も混獲数の把握に努めます。
11	P8、10行目 ～	えりも漁協には1970年代から年次ごとに各定置の水揚げ高、水揚げ金額、被害量、被害金額、被害率の記録がある。これを分析して、水揚げ高と被害量との関係、それらとえりものゼニガタ個体数との関係を分析すべきである。サケの来遊量の多寡が被害率と密接に関係していることを問題にすべきである。	本計画案は、大きな方針を示したものであり、具体的な実施内容は、本計画案に基づき、毎年の事業実施計画の中で定める予定です。御意見の趣旨は今後の事業実施計画作成等の参考とさせていただきます。
12	P8、10行目 ～	年度ごとにゼニガタ被害の各定置の収入に対する割合を精密に検討する必要がある。同時にサケ定置網業者が行っているその他の漁業、たとえばコンブやツブ漁の就業状況もつかむ必要がある。	本計画案は、大きな方針を示したものであり、具体的な実施内容は、本計画案に基づき、毎年の事業実施計画の中で定める予定です。御意見の趣旨は今後の事業実施計画作成等の参考とさせていただきます。
13	P8、10行目 ～	えりも漁協でも協同にふさわしい相互扶助の施策を行う必要がある。	ご意見は本計画案に対するご意見とは考えられないため、関係者に情報共有させていただきます。
14	P9、7行目 ～	漁業に直接関係する事項には触れられていない、特に水産経済がらみの事項は避けられている。これでは管理につながらない。大胆に水産経済の問題も含めて、水産庁と共同して取り組むべきである。	計画案の中で、水産庁や北海道等の関係機関と積極的に情報交換を図ることが記載されており、保護管理協議会にも参加する体制となっています。今後も働きかけを行っていく予定です。
15	P9、7行目 ～	環境省が設置する保護管理協議会が、誰もが出席でき、自由にゼニガタに関する情報を入手でき、会合では自由に発言し、検討、結論を得ることに参加できるようにすることを希望する	保護管理協議会は地域におけるゼニガタアザラシとのかかわりを検討する場であり、今後も地元や関係機関と調整の上、必要に応じてメンバーの構成を検討します。
16	P3	計画策定の背景の前に「はじめに」として何のために希少鳥獣の管理を行うのか、その理念を明記すべきである。例えば、CBD-COP10の愛知目標1、6、12、19等、生物多様性基本法、第3条(基本原則)、第5条、第15条など	御指摘を踏まえ、P3の35行目からの文章に、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な」を追記しました。
17	P3、24行目	タコ漁への食害被害に関する記述があるが具体的なデータが不足している。サケ定置網被害状況同様、把握できる範囲で食害被害の実態を記述すべきである。	タコ漁については計画案のP6にもしていますが、サケ定置網以外の被害情報が不足していることから、まずは漁業被害の実態を調査し、被害防除の手法について検討を行っていくこととしています。
18	P7、図1、 P13の図	上陸上の分布図にスケールを加えるべきである。	御指摘のとおり修文します。
19	P9、5行目 ～P10	計画の実施体制を時系列で分かり易く記述すべきである。	本計画案は、大きな方針を示したものであり、具体的な実施内容は、本計画案に基づき、毎年の事業実施計画の中で定める予定です。御意見の趣旨は今後の事業実施計画作成等の参考とさせていただきます。

連番	区分	意見要約	回 答(案)
20	P10	<p>11.として「特定希少鳥獣の周知に関する事項」を設け、希少種管理の意義、普及・啓発、分布情報等、希少野生動物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めるべきである。</p>	<p>これまでも科学委員会等を公開の場で行うとともに、シンポジウム等の場を通じて国民の理解を得よう努めているところですが、引き続きこれらの取組を行うことによって国民の理解を深める努力を行っていく予定です。そのため、10の計画の実施体制に関する事項の箇所に「本計画に基づく施策の成果等については、希少鳥獣の管理の意義も含めて普及啓発を実施し、国民の理解が得られるよう努めるものとする。」との文言を追記しました。</p>